

企画委員会規程

2012年5月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）定款第49条の規定に基づき設置する企画委員会（以下、「本委員会」という）の任務、構成および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 本委員会は、本財団が実施する諸事業について代表理事の諮問に基づき、定款第4条に定める事業に関連する重要事項の審議を行う。

(構成)

第3条 本委員会は、代表理事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員は25名以内とする。

3 本委員会には、委員のほか、必要に応じて代表理事および業務執行理事が出席して、意見を述べることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠または増員による委員の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

2 代表理事は、必要に応じて委員の委嘱を解くことができる。

(委員長および副委員長)

第5条 本委員会には、委員長1名および副委員長2名以内を置き、委員長および副委員長は委員の互選による。

2 委員長は、本委員会を代表して会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 本委員会は、原則として年2回以上開催し、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、随時開催することができる。

(小委員会)

第7条 本委員会は、専門的事項等を調査・審議するための小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会員および学識経験者等から代表理事が委嘱する委員をもって構成する。

3 代表理事は、必要に応じて小委員会委員の委嘱を解くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会の事務局は、本財団内に置く。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (2012年5月1日)

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。また、この規程の施行にともない、現行の企画委員会規程(2009年6月1日施行)は廃止する。